

指掌紋取扱手続

平成14年2月26日
栃木県警察本部訓令乙第2号

この訓令は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号）に定めるもののほか、指紋及び掌紋の取扱いについて必要な事項を定めたものである。

主な内容

- 指掌紋記録の送付及び処理
- 現場指掌紋の送付及び処理
- 指掌紋照会